

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年2月6日

茨城県監査委員	磯崎久喜雄
同	森田悦男
同	小沼均
同	齋藤良彦

<p>監査対象機関名 茨城県総務部税務課</p>	<p>監査実施年月日 平成 25 年 8 月 28 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 税務総合オンラインシステム機器運用管理及びオペレーション等業務委託の契約事務において、入札手続きの遅れから年度当初の契約を締結できなかったこと及び落札者等の公示を実施していなかったこと、また、年度当初に契約できなかった期間（4日間）について、正式な手続きなく口頭のみで業務を依頼したことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 入札手続きに関する情報収集に努めるとともに、確認を確実にできるよう執行伺起案から落札者等の公示に至るまで契約方法や実施スケジュールを盛り込んだチェックシートを作成し、複数職員による厳格なチェックを行うこととした。 また、落札者等は、平成 24 年度分は契約履行が完了しているため、未掲載であった平成 25 年度分を平成 25 年 8 月 22 日発行の県報第 2515 号に掲載した。</p>	
<p>監査対象機関名 茨城県農林水産部販売流通課</p>	<p>監査実施年月日 平成 25 年 8 月 20 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 米飯給食推進事業費補助金の交付事務において、市町村からの補助金交付申請に対し年度内の交付決定を怠り、支出を年度内に行わなかったことは法令等に違背するものであり、適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 補助金交付申請から支出に至る一連の事務処理を確認できる「補助金執行チェックリスト」を作成し、事業担当者及び庶務担当者並びに事務処理に係る決裁者全ての者が、内容のチェックを十分に行うよう、その進行管理の徹底を図ることとした。</p>	
<p>監査対象機関名 茨城県土木部都市局下水道課（公営企業会計）</p>	<p>監査実施年月日 平成 25 年 7 月 26 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、次の指摘事項があった。 流域下水道事業会計において、企業債の償還に係る管理を誤ったことにより予算額を不足せしめたこと、及びこれを補うため収益的支出科目から資本的支出科目に対し予算を流用したことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 企業債の償還については、起債台帳を適切に管理し、償還額を正確に把握するとともに、予算計上の際は、予算額に不足が生じないよう職員間で相互に精査するなどチェック体制を強化し、再発の防止に努めることとした。</p>	

公 告
(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により，定期監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県公安委員会より通知があったので，次のとおり公表する。

平成 26 年 2 月 6 日

茨城県監査委員	磯 崎 久喜雄
同	森 田 悦 男
同	小 沼 均
同	齋 藤 良 彦

監査対象機関名 茨城県警察本部	監査実施年月日 平成 25 年 8 月 20 日
○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 資金前渡された捜査諸雑費において、当該前渡金の使途に係る十分な確認が行われず、長期に渡り目的外に使用されたことは適切でない。	
○上記に対する措置状況 捜査費の適正な運用のため、組織的な確認・点検の強化等業務管理の徹底、指導・教養の再徹底等に努め、再発防止を図っている。	